

佐観第446号
令和5年12月5日

佐渡市監査委員

渡部 直樹 様
山田 伸之 様

佐渡市長 渡辺 竜五

地方自治法第199条第6項の規定により、下記のとおり監査を要求します。

記

1 監査要求事項及び理由

平成30年度佐渡版DMO負担金、令和元年度佐渡観光交流機構負担金及び令和2年度佐渡観光交流機構負担金に対する支出に係る事務執行が適正であったかどうかの監査を要求するものである。

令和5年3月28日付け「令和4年度財政援助団体等監査結果」により、令和3年度の佐渡市が交付した負担金に係る観光振興課及び一般社団法人佐渡観光交流機構(以下「交流機構」という。)の不適正な事務が明らかになったことを受け、庁内調査チームを設置し、令和3年度及び令和4年度の負担金等の調査を行い、必要な措置を講ずることとしたところである。

交流機構は、平成30年4月に設立され、庁内調査対象年度前の平成30年度から令和2年度の間、交流機構に対する負担金として、平成30年度に5,465万1千円、令和元年度に6,150万1千円、令和2年度に6,331万6千円を支出している。

監査の要求については、当該支出に係る事務執行が適正であったかどうかの監査結果に基づき、必要な措置を講ずるためである。

2 関係部署

観光振興部 観光振興課

3 添付書類

- ① 平成30年度から令和2年度までの予算書、決算書及び事業報告書
- ② 平成30年度から令和2年度までの負担金交付申請、請求書及び受領に関する書類
- ③ 平成30年度から令和2年度までの負担金の目的、算定根拠書類

